

船舶事故調査報告書

平成29年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年9月12日 20時10分ごろ
発生場所	千葉県館山市館山港西方沖 館山港防波堤灯台から真方位285° 2,780m付近 (概位 北緯34° 59.7′ 東経139° 49.1′)
事故の概要	旅客船MARY ROSEは、西進中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年9月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 MARY ROSE、19トン
船舶番号、船舶所有者等	241-17317 神奈川、三光産業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	本船 右舷機のクラッチ及びプロペラ軸張出軸受の損傷 定置網 敷設用ワイヤ及び垣網の切損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風速 約2.0m/s、視界 良好 海象：波高 約0.2m
事故の経過	本船は、船長1人が乗り組み、旅客1人を乗せ、館山港西方沖を約16ノットの対地速力で西進中、同港西方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）に乗り揚げた。 本船は、来援した作業船が本船のプロペラに巻き付いた本件定置網の敷設用ワイヤを切断し、同作業船により近くの岸壁までえい航された。 本件定置網に設置された標識灯は、灯質が黄色光毎4秒1閃光、光達距離が5.0kmであった。 船長は、本事故時、標識灯の灯光に気付かなかった。
分析	本船は、船長が、見張りを適切に行っていなかったことから、本件定置網に設置された標識灯の灯光に気付かずに航行し、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、見張りを適切に行っていなかったため、本件定置網に設置された標識灯の灯光に気付かずに航行し、本船が本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。